

# 国内避難に関する指導原則(仮訳)

## 序 範囲及び目的

1. 本指導原則は、世界各地に存在する国内避難民の具体的なニーズに対処するものである。本原則は、人々の強制移動からの保護並びに移動の間並びに帰還又は再定住及び再統合の間の保護並びに援助に関係する権利と保障を明確にする。

2. 本原則の適用上、国内避難民とは、自らの住居又は常居所地から、特に武力紛争の影響、暴力が一般化した状況、人権侵害又は天災若しくは人災の結果として、又はこれらを避けるために、避難すること若しくは離れることを強制され、若しくは余儀なくされた個人又は個人の集団で、国際的に認知された国境を超えていないものをいう。

3. 本原則は、国際人権法及び国際人道法を反映し、及びこれらと一致している。本原則は以下の手引きとなるものである。

- (a) 任務遂行時の、国内避難民に関する事務総長代表
- (b) 国内避難の現象に直面したときの国家
- (c) 国内避難民との関係におけるその他あらゆる当局、集団及び個人
- (d) 国内避難に対処する政府間組織及び非政府組織

4. 本指導原則は、可能な限り広く周知され、適用されるべきである。

## 第一部 一般原則

### 原則 1

1. 国内避難民は、自国内の他の人々と同じく、国際法及び国内法の下での権利並びに

自由を完全に平等に享受する。国内避難民は、国内で避難していることを理由に、いかなる権利及び自由の享受においても差別されてはならない。

2. 本原則は、国際法、特に大量虐殺、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に関するものの下での個人の刑事責任に影響を及ぼすものではない。

## 原則 2

1. 本原則は、全ての当局、集団及び個人により、それらの法的地位にかかわらず遵守され、不利な区別をすることなく適用される。本原則の遵守は、関係するいかなる当局、集団又は個人の法的地位にも影響を及ぼしてはならない。

2. 本原則は、いかなる国際人権法若しくは国際人道法の規定又は国内法の下で個人に付与されている権利をも制限し、修正し、又は害するものとして解釈されてはならない。特に、本原則は、他国で庇護を求め、享受する権利に影響を与えるものではない。

## 原則 3

1. 国内当局は、その管轄内において、国内避難民に保護及び人道的援助を提供する一義的な義務及び責任を有する。

2. 国内避難民は、これらの当局による保護及び人道的援助を要請し、及び受ける権利を有する。国内避難民はそのような要請を行うことで迫害され、又は処罰されてはならない。

## 原則 4

1. 本原則は、人種、肌の色、性別、言語、宗教又は信条、政治的意見その他の意見、国籍、民族的又は社会的出自、法的又は社会的地位、年齢、障害、特性、出生その他同様の基準による、いかなる種類の差別も行われることなく適用される。

2. 子供、特に付添人のない未成年者、妊婦、幼い子供を連れた母親、女性世帯主、障害者、高齢者等の特定の国内避難民は、各自の状況に応じて必要とされる保護及び援助並びにその特別なニーズを考慮した処遇を受ける権利を有する。

## 第二部 避難からの保護に関する原則

### 原則 5

全ての当局及び国際的な主体は、人々の避難につながり得る状況を防止し、及び回避するために、あらゆる状況において、人権法及び人道法を含む国際法の下での義務を尊重し、並びに尊重を確保する。

### 原則 6

1. 全ての人は、自らの住居又は常居所地から恣意的に避難させられることから保護される権利を有する。
2. 禁止される恣意的な避難には以下の場合の避難が含まれる。
  - (a) アパルトヘイト、「民族浄化」又は影響を受ける住民の民族的、宗教的若しくは人種的構成の変更を目的とし、若しくはもたらす同様の慣行に基づく場合。
  - (b) 巻き込まれた民間人の安全のために、又は避けられない軍事上の理由によって必要となる場合を除く、武力紛争の状況下の場合。
  - (c) やむを得ない最優先の公共的利益によって正当化されない、大規模な開発プロジェクトの場合。
  - (d) 被災者の安全及び健康のために避難を必要とする場合を除く、災害が発生した場合。
  - (e) 集団処罰として利用される場合。
3. 避難は状況によって必要とされる期間を超えてはならない。

### 原則 7

1. 人々の避難を要するあらゆる決定の前に、関係当局は避難を全面的に回避するために実行可能なあらゆる代替手段が検討されることを確保する。代替手段が存在しない場合、避難及びその悪影響を最小化するためにあらゆる措置を講じる。
2. そのような避難を実施する当局は、最大限可能な限り、避難民に対し適切な宿泊施設が提供されること、避難が安全、栄養、健康及び衛生面において満足な状態で実施されること、並びに家族が離散しないことを確保する。
3. 武力紛争及び災害の非常段階以外の状況下で避難が発生する場合、以下が保証される。

- (a) 具体的な決定は、法律によりかかる措置を命じる権限を有する国家当局により下される。
- (b) 避難させられる人々に対し、避難の理由及び手続並びに該当する場合には、補償と移転に関する全ての情報が保証されるよう適切な措置が講じられる。
- (c) 避難させられる人による、事情を知らされた上での自由な同意が求められる。
- (d) 関係当局は影響を受ける人々、特に女性を移転の計画及び管理に参画させるように努める。
- (e) 必要に応じ、権限のある法務当局により法執行措置が講じられる。
- (f) 適切な司法当局による当該決定の見直しを含む、効果的な救済策に対する権利が尊重される。

### 原則 8

避難は、影響を受ける人々の生命、尊厳、自由、安全に対する権利を侵害する方法で実施されてはならない。

### 原則 9

国家にはとりわけ、先住民族、少数民族、農民、牧畜民その他自らの土地に対して特別な依存状態にあり、愛着を有している集団の避難を防ぐ特別の義務を有する。

## 第三部 避難中の保護に関する原則

### 原則 10

1. 全ての人々は、法により保護される生命に対する固有の権利を有する。いずれの者も恣意的に生命を奪われてはならない。国内避難民は特に以下のものから保護される。

- (a) 大量虐殺
- (b) 殺人
- (c) 即決の又は恣意的な刑の執行
- (d) 拉致又は認められていない拘禁を含む死の脅迫又は死に至らしめる強制的失踪

前記の行為のいずれについても、それを行うと脅迫すること及びそれを行うように扇動することは禁じられる。

2. 戦闘に参加していないか、又はもはや参加しなくなった国内避難民に対する攻撃その他の暴力行為は、いかなる状況においても禁じられる。国内避難民は、特に以下のものから保護される。

- (a) 文民への攻撃を認める区域の創設を含む直接又は無差別の攻撃その他の暴力行為
- (b) 戦闘方法としての飢餓
- (c) 軍事目標を攻撃から保護し、又は軍事行動を保護し、有利にし、若しくは妨げるために利用されること
- (d) キャンプ又は居留地の襲撃
- (e) 対人地雷の使用

### 原則 11

1. 全ての人は、尊厳並びに身体的、精神的及び道徳的に健全である権利を有する。
2. 国内避難民は、自由を制限されているか否かを問わず、特に以下のものから保護される。
  - (a) 性的暴行、身体の切断、拷問、残虐、非人道的若しくは屈辱的な処遇又は刑罰並びに性に基づく暴力、その他強制売春及びあらゆる形の強制わいせつ行為等の個人の尊厳を侵害する行為
  - (b) 奴隷制又は結婚のための人身売買、性的搾取、児童の強制労働等のあらゆる形態の現代的な奴隷制
  - (c) 国内避難民の間に恐怖を広めることを意図した暴力行為

前記の行為のいずれについても、それを行うと脅迫すること及びそれを行うように扇動することは禁じられる。

### 原則 12

1. 全ての人は、人間の自由及び安全に対する権利を有する。いずれの者も恣意的に逮捕又は拘禁されてはならない。
2. 国内避難民の当該権利を実現するため、国内避難民をキャンプに抑留し又は閉じ込めてはならない。例外的状況下でそのような抑留又は閉じ込めが絶対に必要となった場合、その状況によって必要とされる期間を超えて持続させてはならない。
3. 国内避難民は、避難の結果としての差別的な逮捕及び拘禁から保護される。
4. いかなる場合にも国内避難民が人質となることがあってはならない。

### 原則 13

1. いかなる状況下でも、避難した子供が戦闘への参加を勧誘されるか、又は戦闘への参加を義務付けられるか、若しくは許容されることがあってはならない。
2. 国内避難民は、避難の結果として軍隊又は武装集団に採用されるという差別的な慣行から保護される。特に、徴兵に応じるよう強制し、若しくは応じなかった場合に処罰する残虐、非人道的又は屈辱的な慣行は、いかなる状況においても禁じられる。

### 原則 14

1. 全ての国内避難民は、移動の自由及び居住地の選択の自由についての権利を有する。
2. 特に、国内避難民は、キャンプその他の居留地を自由に出入りする権利を有する。

### 原則 15

国内避難民は、以下の権利を有する。

- (a) 国内の別の場所で安全を求める権利
- (b) 祖国を離れる権利
- (c) 他国で庇護を求める権利
- (d) 自らの生命、安全、自由若しくは健康が危険にさらされる可能性のある場所への強制的な帰還又は再定住から保護される権利

### 原則 16

1. 全ての国内避難民は、行方不明の親族の安否及び消息を知る権利を有する。
2. 関係当局は、行方不明と伝えられている国内避難民の安否及び消息を確認するよう努力し、及びその任務に取り組む関係国際組織と協力する。関係当局は、調査の進捗状況を近親者に知らせ、あらゆる結果を伝える。
3. 関係当局は、死亡者の遺体を回収して特定し、遺体の略奪又は切断を防ぎ、及び近親者への遺体の返還を手助けし、又は遺体を丁重に処理するように努める。
4. いかなる状況においても国内避難民の墓地は、保護され及び尊重されるべきである。

国内避難民は、亡くなった親族の墓地に立ち入る権利を有するべきである。

#### 原則 17

1. 全ての人は、その家族生活を尊重する権利を有する。
2. 国内避難民の当該権利を実現するため、共にいることを希望する家族は、共にいることを認められる。
3. 避難によって離散した家族は、可能な限り早急に再会させるべきである。特に子供が関係する場合には、そのような家族の再会を促進するために適切なあらゆる手段を講ずる。責任のある当局は、家族による照会を手助けし、並びに家族の再会に取り組む人道組織の活動を奨励し、及びその活動に協力する。
4. キャンプでの収容又は拘禁によって個人の自由が制限されている国内避難家族は、共にいる権利を有する。

#### 原則 18

1. 全ての国内避難民は、適切な生活水準に対する権利を有する。
2. 権限のある当局は、状況に関係なく、及び差別することなく、国内避難民に対し最低限、以下のものを提供し、これらの安全な利用を確保する。
  - (a) 不可欠な食料及び飲用水
  - (b) 基本的な避難所及び住居
  - (c) 適切な衣服
  - (d) 不可欠な医療サービス及び衛生施設
3. これらの基本的な物資の計画及び分配への女性の完全な参加を確保するために、特別な努力を払うべきである。

#### 原則 19

1. 全ての負傷及びり患している並びに障害のある国内避難民は、最大限可能な範囲で、できるだけ早く、医療上の理由以外の理由によって区別されることなく、必要とする医療上の看護及び手当を受ける。必要な場合には、国内避難民は、精神的及び社会的サービスを受ける。
2. 生殖に関するヘルスケア等のヘルスケアの提供者及びサービスの利用並びに性的

虐待その他の虐待の被害者のための適切なカウンセリングの利用を含む女性の健康上のニーズには特別な注意が払われるべきである。

3. 国内避難民の間での、エイズを含む伝染病及び感染症の防止に対しても特別な注意が払われるべきである。

## 原則 20

1. 全ての人は、全ての場において、法の前に人として認められる権利を有する。
2. 国内避難民の当該権利を実現するため、関係当局は、国内避難民に、旅券、身分証明書、出生証明書及び婚姻証明書のような、法的権利を享受し行使するために必要な全ての書類を発行する。特に、当局は、新規書類の発行又は避難の過程で紛失した書類の代替を、これらの書類若しくはその他必要な書類の取得のために常居所地域に戻ることを求める等の不当な条件を課すことなく進める。
3. 男性及び女性は、そのような必要書類を取得する平等な権利を有し、そのような文書を自己の名義で所持する権利を有する。

## 原則 21

1. いずれの者も財産及び所有物を恣意的に奪われない。
2. 国内避難民の財産及び所有物は、全ての状況において、特に以下の行為から保護される。
  - (a) 略奪
  - (b) 直接若しくは無差別の攻撃又はその他の暴力行為
  - (c) 軍事行動又は軍事目標の保護のために利用されること
  - (d) 報復の対象とされること
  - (e) 集団処罰の一形態として破壊されること又は占有されること
3. 国内避難民が残していった財産及び所有物は、破壊並びに恣意的及び違法な占有、占拠又は使用から保護されるべきである。

## 原則 22

1. 国内避難民は、キャンプで暮らしているか否かを問わず、以下の権利の享受において避難の結果として差別されない。



- (a) 思想、良心、宗教又は信条、意見及び表現の自由についての権利
- (b) 雇用機会を自由に求め、及び経済活動に参加する権利
- (c) 自由に交流し、地域社会の活動に平等に参画する権利
- (d) 投票並びに国政参加及び公務参加に対する権利を行使するために必要な手段を利用する権利を含む、投票並びに国政参加及び公務参加に対する権利
- (e) 自らが理解する言語で意思疎通する権利

### 原則 23

1. 全ての人は、教育に対する権利を有する。
2. 国内避難民の当該権利を実現するため、関係当局は、特に避難した子供たちが、初等教育において義務かつ無償の教育を受けることを確保する。教育は国内避難民の文化的同一性、言語及び宗教を尊重すべきである。
3. 女性及び少女の教育プログラムへの完全で平等な参加を確保するために特別な努力が払われるべきである。
4. 教育訓練施設は、事情が許す限り速やかに、キャンプで暮らしているか否かを問わず、国内避難民、特に青少年及び女性が利用できるようにする。

## 第四部 人道的援助に関する原則

### 原則 24

1. 全ての人道的援助は、人道及び公平性の原則に従って、差別なく実施される。
2. 国内避難民に対する人道的援助は、特に政治又は軍事的理由で、転用されない。

### 原則 25

1. 国内避難民への人道的援助提供の一義的な義務及び責任は、国内当局にある。
2. 国際的な人道組織及びその他の適切な主体は、国内避難民を支援するためにサービスの提供を申し出る権利を有する。このような申し出は非友好的な行為又は国家の内政への干渉と見なしてはならず、誠実に考慮される。このような申し出に対する同意は、

特に関係当局が必要な人道的援助を提供できないか又は提供に消極的である場合には、恣意的に留保してはならない。

3. 全ての関係当局は、人道的援助の自由な通行を許可し、かつ促進し、及びこのような援助の提供に従事する者が迅速に、かつ妨害されることなく国内避難民に接触できるようにする。

#### 原則 26

人道的援助に従事している人々、これらの者の輸送手段及び物資は尊重され、保護される。これらを攻撃その他の暴力行為の対象としてはならない。

#### 原則 27

1. 国際的な人道組織その他の適切な主体は、援助提供時、国内避難民の保護上のニーズ及び人権に十分に配慮し、この点に関して適切な措置を講ずるべきである。その際、これらの組織及び主体は関係国際基準及び行動規範を尊重すべきである。

2. 前項の原則は、この目的のために委任されている国際組織の保護責任に影響を与えるものではなく、これらの組織のサービスは、国家により申し出られる、又は要請されることがある。

### 第五部 帰還、再定住及び再統合に関する原則

#### 原則 28

1. 権限のある当局は、国内避難民が自らの意思で、安全に、尊厳を維持しつつ、自らの住居若しくは常居所地に帰還できるようにし、又は自らの意思で国内の別の場所に再定住できるようにする条件を整え、及びそのための手段を提供する、一義的な義務及び責任を有する。権限のある当局は、帰還又は再定住した国内避難民の再統合の促進に努める。

2. 帰還又は再定住及び再統合の計画並びに管理への国内避難民の完全な参加を確保するために特別な努力が払われるべきである。

## 原則 29

1. 自らの住居若しくは常居所地に帰還したか、又は国内の別の場所に再定住した国内避難民は、避難させられた結果として差別されることがあってはならない。国内避難民は、あらゆるレベルの公共の事項に完全かつ平等に参画する権利を有し、平等に公共サービスを利用することができる。

2. 権限のある当局は、帰還若しくは再定住した国内避難民が避難の際に置いてきた、又は収奪された財産及び所有物を、可能な限り回復することを支援する義務並びに責任を有する。こうした財産及び所有物の回復が不可能な場合、権限のある当局は、これらの避難民に対して適切な補償若しくは他の形態の公正な賠償を提供するか、又は賠償が受けられるよう支援する。

## 原則 30

全ての関係当局は、国際的な人道組織その他の適切な主体が各自の任務の遂行において、帰還又は再定住及び再統合を支援するため、迅速に、かつ妨害されることなく国内避難民にアクセスできるようにし、これを促進する。

---